

令和6年第3回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年3月8日(金)午後2時 00 分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第2号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について

追加議案

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第3条の3の規定による届
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

出席農業委員 7名

1 番	久保 賢一	2 番	後藤 利夫
3 番	彌田 和好	4 番	齊藤 孝一
5 番	久恒 美千代	6 番	星野 賢一
7 番	小畑 義宏		

農地利用最適化推進委員 6名

中部地区	佐藤 進蔵	朝日地区	伊藤 博文
東山1地区	大野 基	東山2地区	大野 泰徳
浜脇地区	安部 憲次	内成地区	園田 喜久男

※ 番号は議席番号

午後2時 00分 開会

(局長)ただいまから総会を開催いたします。会議中は議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえご発言下さい。やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。それでは、只今より令和6年第3回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数が、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長)皆さん、こんにちは。先程触れましたように、天間地区と東山地区は、地域計画策定のための協議が終了いたしました。両日とも参加された委員の皆様は、大変お疲れ様でした。来年度は、内成、古賀原、大所、堂面と4つの地区が策定予定でございますので、地域の代表として取組んで頂きますよう、お願い致します。本日は農地利用最適化推進委員の皆さんにもご出席いただいております。どうぞ皆さん、積極的にご発言頂きたいと思っております。それでは、議事に入ります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(各委員)異議なし

(議長)ご異議がないようでありますので、4番委員、5番委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。それでは、議案につきましては、事前に皆さんに送付しているとの事ありますので、報告の部分は説明を省略し、ご質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思っております。それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」申請番号1番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の2ページをお開きください。申請番号1 譲渡人 別府市の方、譲受人 別府市の方です。譲渡人の職業は、無職、譲受人は、農業です。農業振地域外、申請の土地は、朝見三丁目 田、現況畑 200㎡です。申請の事由は、譲渡人は、高齢のため耕作の規模を縮小したい、譲受人は現在所有している農地に近接しているため、耕作が可能。農業規模拡大のため、です。お配りしている総会議案資料をご覧ください。1ページから3ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。4ページが字図、5ページが位置図、6ページが航空写真です。7ページが担当農業委員と推進委員に現地確認していただいたときの現況写真です。以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。担当地区の3番委員から補足説明をお願いいたします。

(3番委員)航空写真の赤い部分が申請農地です。推進委員と現地確認をしました。譲受人は隣の農地の管理をしているので、申請地の農地の管理も問題ないと思います。

(議長)只今、3番委員の補足説明が終わりました。申請番号1番について、ご意見があれば、お受けいたします。

(各委員)なし

(議長)ご意見・ご質問もないようであります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について申請番号1番を許可することにご異議ございませんか。

(各委員)異議なし

(議長)異議なしと認めます。それでは、議案第1号 申請番号1番を許可することに決定いたしました。申請番号2番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局)はい、それでは引き続き議案の2ページをお開きください。申請番号2 賃貸人別府市の方、賃借人 別府市です。賃貸人の職業は、農業、賃借人は、自治体です。農振農用区域、申請の土地は、大字南畑 田 現況田 847 m²です。申請の事由は、賃貸人は、高齢のため耕作の規模を縮小したい、賃借人は市営「鉄輪むし湯」にて使用するセキショウ栽培を行うにあたり、セキショウが生育するために必要な環境が揃っているためです。総会議案資料をご覧ください。8ページから 10 ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。11ページから 13 ページが契約書の案です。4月以降でない別府市の公印が押せないため、本日許可された場合は、正式な契約書が出来たらすぐ提出するよう伝えます。今回の場合、別府市が農地を借りて、市営温泉という公共の施設のために必要なセキショウを栽培することを目的としているため、農地法第3条の不許可の例外である農地法施行令第2条第1項第1号口の「地方公共団体がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められること」に該当しますので、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、法人要件は適用除外になります。契約期間については、4月1日からの1年間ですが、3条許可なので、許可されたら解約しない限り法定更新されますので、セキショウ栽培がうまくいけば、解約せずそのまま貸借を続けていく予定とのことです。14 ページが字図、15 ページが位置図、16 ページが航空写真です。17 ページが会長と朝日地区推進委員に現地確認していただいたときの現況写真です。以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。担当地区の朝日地区推進委員から補足説明をお願いいたします。

(朝日地区推進委員)会長と5番委員と私と事務局で現地確認を致しました。現在は農地としては使われて無いのですが、幹線道路からの寄り付きも良く、清水が流れ込み、周辺の

いたるところにセキショウが自生しており、栽培には最適な場所だと思われます。用途も市営温泉に使われるとの事で、市との契約でありますので、問題ありません。

(議長)只今、朝日地区推進委員からの補足説明が終わりました。申請番号2番について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)ありません

(議長)特にご意見・ご質問もないようであります。議案第1号 申請番号2番を許可することにご異議ございませんか。

(各委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。それでは、議案第1号 申請番号2番を許可することに決定いたしました。続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の3ページをお開きください。議案第2号 申請番号1 申請人別府市の方です。農振農用区域外。申請の土地、大字浜脇、田、現況雑種地、449㎡です。施設の概要及び転用の時期、太陽光発電用地として、太陽光パネル 210 枚設置、235㎡。農業委員会の許可を受けることなく太陽光パネルを設置していたとして、令和4年度から指導を続けてきた件です。追認の方向で進めるとというのが、県の方針なので、追認のために本人が専門家に頼んで土地の造成の届出や分筆などをし、昨年 10 月の農業委員会総会において、農地として利用していない土地は非農地証明をしております。今回許可がなされれば、この違反転用の件については解決となります。総会議案資料をご覧ください。18 ページは申請書です。平成 25 年3月頃から平成29年11月頃に太陽光パネル設置をしています。農地法を知らず、太陽光発電用地として転用し、加齢のため耕作が難しく、生活費を貯蓄する目的であったとのこと。19 ページが土地利用計画図、20 ページが発電の認定証明、21 ページが字図、22 ページが位置図、23 ページが始末書、24 ページが星野農業委員と安部推進委員に現地確認していただいたときの現況写真です。隣接農地はすべて本人所有のもので、今まで近隣からの苦情はなかったそうです。排水に関しては、水利組合長からの同意が取れています。また、提出された流量計算書について都市整備課に意見を求めたところ、適当である、とのことでしたので、周辺農地への影響はないものと考えられます。都市計画法上の宅造等に関する手続きが終わっていることは都市計画課に確認しております。その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。許可基準は、運用通知の第 2 の1の(1)の力の(イ)の「第 2 種の農地の許可」に該当します。以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の6番委員から補足説明

をお願いいたします。

(6番委員) 只今説明のありましたとおり、違反転用の追認の事案となっております。昨年末に分筆した非農地証明に始まり、今回手続き関係が整ったということでの審議となります。残った部分はしっかり耕作しておりますし、始末書も添付していますが、本人は大変反省しております。今回は追認でございますが、許可の方をお願いしたいと思います。

(議長) 只今、6番委員からの補足説明が終わりました。議案第2号申請番号1番について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員) ありません

(議長) ご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第2号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員) 異議なし

(議長) 異議なしとのことであります。議案第2号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

(局長) はい、議長。ここで一件追加議案を提出させていただきます。お手元に配布しております追加議案でございます。農地中間管理機構を介した農地の解除条件付き契約の承認と変更についてです。中間管理機構よりの文書が、3月1日付けにて農林水産課に届いたため、事務局への書類の提出も遅れ、告示に間に合わなかったため、急遽追加の審議をお願いするものでございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、追加議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を追加審議することについて、よろしいでしょうか。

(各委員) はい

(議長) それでは、追加議案を議題とすることを決定いたします。内容について事務局の説明を求めます。番号1については、東山2の推進委員は関係者で審議には入れませんので、ここで退室をお願いいたします。では、番号1番について、事務局の説明を求めます。

(事務局) はい、それでは追加議案の1枚目をお開きください。議案第1号 申請番号1 土地所有者 大阪府の方 借受人は別府市の法人です。区分、農振農用地区域。貸借権を

設定する土地、大字東山、田、現況田、530㎡のうち340㎡ ほか6筆、計11,249㎡のうち7,930㎡。借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和6年5月1日～令和16年4月30日までの10年間。借り受け人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地の貸し付けについて、市町村が認めるものです。今までも同じ借受人が借りていましたが、昨年10月で貸付期間が切れており、今回は中間管理事業を使った貸借をすることになりました。説明は以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の5番委員から補足説明をお願いいたします。

(5番委員)推進委員と現地の確認をいたしました。今回の申請は全て山の口地区であります。借り請け人は東山パレットです。このあたり一体は東山パレットが管理しているので、申請地もその一部である印象でした。現地は確認したところしっかり管理しているので、問題ないと思います。

(議長)只今、5番委員からの補足説明が終わりました。番号1番について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)ありません

(特に)ご意見・ご質問もないようであります。それでは、追加議案番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)異議なし

(議長)異議なしとのことであります。追加議案番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。ここで、退出した推進委員の入室をお願いします。

(東山2推進委員着席)

(議長)東山2推進委員、只今、番号1番の審議の結果、承認が決まりました。

(東山2推進委員)ありがとうございました。

(議長)続いて番号2番について、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは追加議案の2枚目をお開きください。この案件は12月総会においてご審議頂いた案件になります。当初期間が10年間でしたが、期間の変更をするため、一旦解約し、再度15年間で契約するものでございます。番号2番 土地所有者別府

市の方 借受人は別府市の法人です。区分、農振農用地区域。貸借権を設定する土地、大字野田、田、現況田、1,864 m²のうち 760 m²、ほか8筆、計 14,380 m²のうち 12,540 m²です。借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和6年5月1日から令和21年4月30日までの15間。借り受け人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地の貸し付けについて、市町村が認めるものです。説明は以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の朝日地区推進委員から補足説明をお願いいたします。

(朝日地区推進委員)事務局の説明のとおりです。これは12月総会で審議し、貸付期間が10年から15年への変更だけなので、問題は無いと考えております。

(議長)只今、朝日地区推進委員からの補足説明が終わりました。番号2番について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)特になし

(議長)ご意見・ご質問もないようであります。それでは、番号2番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)異議なし

(議長)異議なしとのことであります。追加議案番号2番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第3条の3の規定による届について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)なし

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)なし

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)なし

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして報告第2号非農地通知について何かご質問等があれば、お受けいたします。

(事務局)はい、事務局から補足です。1月に非農地通知を送付し、農地として利用していると連絡があった分と過去に既に非農地通知を送付していた農地に重複して送付していた分がありましたのでそれらを除いたものを記載しております。合計1,023筆、689,892㎡です。今回非農地通知を送付した農地を除き、現在の別府市の農地は、9,898筆、4,972,170㎡、約500haです。非農地通知の一覧表については、この総会の後、大分地方法務局、大分県水田畑地化集落営農課、別府市農林水産課、別府市資産税課、別府市都市整備課に例年通り送付いたします。以上です。

(議長)只今事務局からの補足説明がありましたが、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして報告第3号開発行為事前協議申入れ等に対する協議結果の報告について何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし

(議長)特にご質問等もないようであります。以上で、本日の議事日程は、終了いたしました。長時間の会議お疲れさまでした。

午後4時 32 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議 長 _____ 会 長 _____

署名委員 _____ 4 番 委 員 _____

署名委員 _____ 5 番 委 員 _____